

設計図書等に対する質問

工事記号 NB 1 5
工事名 船橋市二宮出張所大規模改修工事

質 問 事 項	回 答
1. 現場代理人の常駐について 発注者との連絡体制が確保されている場合、元請けの現場代理人の常駐緩和措置について、協議させていただいてもよろしいでしょうか。 2. 数量について 参考数量書に記載の数量について、誤りや差異があると判断した場合は、どの段階で申し出を行えばよろしいでしょうか。また、施工段階において数量の増減が確認された場合は、設計変更等により別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 3. 資材価格高騰・供給遅延時の対応について 契約締結後に国際情勢や経済状況の変動等の影響により、資材・原材料の供給不足や価格高騰、納期の遅延等が生じた場合、設計変更による請負代金額の変更（いわゆるスライド条項の適用）や、工期の延長について協議させていただくことは可能でしょうか。 4. 監理事務所について 監理者用の事務所に大きさの指定はありますか。	1. 本工事について、現場代理人の他工事との兼務は認められませんが、常駐については工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、本市工事担当との連絡体制が確保されると認められた場合には、常駐を要しないこととすることができます。詳細は契約締結後に別途協議いたします。 2. 本工事の積算に使用した工事設計書の内訳項目及び数量は参考数量書のとおりです。契約後、この数量に差異があることを発見したときは、直ちに監督職員と協議するものといたします。また、工事施工中の数量の多寡につきましても、監督職員と別途協議いたします。 3. 可能です。 4. 監理者用の事務所は不要です。